

改正

平成25年3月27日告示第56号

深谷市火の見やぐら解体撤去等の補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、深谷市自治会連合会を構成している自治会（以下「自治会」という。）が管理している火の見やぐらの解体撤去工事や防錆塗装等に係る経費について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2条 この解体撤去等の事業（以下「補助事業」という。）実施主体は、自治会とする。

(補助額)

第3条 補助金の額は、補助事業に係る経費の2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、解体撤去工事にあつては40万円を、防錆塗装等にあつては20万円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会は、火の見やぐら解体撤去等補助金交付申請書（様式第1号）を、当該自治会長名において市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件等)

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業を行う自治会（以下「補助事業自治会」という。）は、補助金を補助の目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、当該申請自治会に対し、火の見やぐら解体撤去等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 補助事業自治会は、補助事業の計画を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは

廃止しようとするときは、火の見やぐら解体撤去等補助事業計画変更等申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の変更等をした場合は、火の見やぐら解体撤去等補助事業計画変更等承認通知書（様式第4号）により補助事業自治会に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業自治会は、事業完了後速やかに火の見やぐら解体撤去等補助事業実績報告書（様式第5号）により、市長に報告するものとする。

（補助金の交付時期等）

第9条 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。

2 補助事業自治会は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、火の見やぐら解体撤去等補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第10条 補助事業自治会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、これを当該事業後、事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市火の見やぐら解体撤去等の補助金交付に関する要綱（平成12年深谷市告示第32号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年3月27日告示第56号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）